

民事介入暴力対策委員会規則

(昭和五十五年十二月十三日規則第三十八号)

改正 平成 元年 三月一七日

同 九年 六月二〇日

同 一三年一月二〇日

令和 三年 六月一八日

第一条 日本弁護士連合会(以下「連合会」という。)に、
民事介入暴力対策委員会(以下「委員会」という。)を
置く。

第二条 委員会は、各弁護士会が行う民事介入暴力事案の
被害者救済及び同事案の事前防止に関する諸活動を援助
又は指導することを目的とする。

第三条 委員会は、前条の目的を達成するため左の事項を
行う。

- 一 民事介入暴力に関する情報・資料を収集し、これに
つき調査・研究すること。
- 二 警察庁その他関係官庁に対して、協力・要請・連絡
・協議を行うこと。
- 三 必要に応じ前二号の経過又は結果を各弁護士会に通

- 1 -

知するよう会長に要請すること。

四 各弁護士会又はその会員による民事介入暴力被害者
救済活動及び事前防止活動について連絡調整を図るこ
と。

五 民事介入暴力に不当に関与し又は関与している疑い
のある弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁
護士共同法人(以下「共同法人」という。)に関する
情報を収集し、会長の承認を得てその情報を、その弁
護士、弁護士法人又は共同法人の所属する弁護士会に
通知し、当該弁護士会のとつた措置についての報告を
求めること。

六 その他前条の目的達成に必要な業務を行うこと。

第四条 委員会は、委員に常時、前条第一号及び第四号の
情報・資料の収集及びこれらの調査・研究を行わせるこ
とができる。

第五条 委員会は、必要と認めるときは会長の承認を得て
前条の情報・資料の収集及びこれらの調査・研究を委員
以外の弁護士に委嘱することができる。

第六条 委員会の委員は七〇名以内とし、理事会において
弁護士の中から選任する。

2 委員の任期は、二年とし、毎年半数ずつ改選する。た

- 2 -

だし再任を妨げない。

3 任期の満了した委員は、新たに選任された委員が就任するまで引続きその職務を行う。

第七条 委員会に、委員長及び副委員長若干名を置き、委員長及び副委員長は、委員がこれを互選する。

第八条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が予め委員長の定める順序により、委員長の職務を行う。

第九条 委員会は、委員長が招集する。

第十条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第十一条 委員会の議事は、公開しない。但し、特に委員会の承認を得た者は、傍聴することができる。

第十二条 委員会の議事については、議事録を作り、出席した委員長及び委員の二名がこれに署名押印して連合会に保存するものとする。

第十三条 委員長、委員、委嘱された弁護士及び連合会の職員は、委員会の所掌事項に関して、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならず、又関係者の名誉を損することのないよう注意しなければならない。その職

- 3 -

を退いた後といえども同様とする。

附 則

1 この規則は、昭和五十六年三月一日から施行する。

2 第六条第二項の規定にかかわらず最初の委員の任期は内二分の一を昭和五十七年二月末日、内二分の一を昭和五十八年二月末日とする。

附 則（平成元年三月一七日改正）

第六条第一項の改正規定は、平成元年三月十七日から施行する。

附 則（平成九年六月二〇日改正）

第六条第一項の改正規定は、平成九年六月二十日から施行する。

附 則（平成一三年一月二〇日規則第七九号

弁護士法人創設に係る弁護士法改正に伴う規則等整備に関する規則 第三条第五号改正）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（令和三年六月一八日規則第二〇〇号

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規

- 4 -

則の整備に関する規則 第三条改正)

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)第二条の規定の施行の日から施行する。

(令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行)